

国立劇場おきなわ舞台大道具製作業務委託契約書（案）

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 理事長 ○○○○（以下「甲」という。）と □□□□（以下「乙」という。）との間に、国立劇場おきなわ主催公演（以下「自主公演」という。）の舞台大道具製作業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、この契約の条項に従って、自主公演の舞台大道具製作業務を委託し、乙はこれを受託する。

（業務内容）

第2条 乙は、別紙委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、委託業務を処理するものとする。

2 前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙で協議して定めるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和 年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は乙に対し、契約保証金を免除する。

（契約金額）

第5条 大道具製作に係る単価を次のとおりとする。

A単価 金 円／1坪（うち消費税額及び地方消費税額 円）

B単価 金 円／1坪（うち消費税額及び地方消費税額 円）

2 前項において製作した大道具の自主公演における舞台上での搬入、搬出及び撤去に要する舞台スタッフの人件費単価を次のとおりとする。

4時間未満 金 円／1日（うち消費税額及び地方消費税額 円）

4時間以上 金 円／1日（うち消費税額及び地方消費税額 円）

（注）上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 不可抗力の事由により公演中止となった場合は、舞台スタッフ人員手配及び大道具製作室の管理にかかった費用として、 円を支払うものとする。なお、当該金額には、前条第2項の舞台スタッフ人件費単価（4時間以上）4人分を含むものとする。

（業務漏洩の禁止等）

第6条 甲乙は、この契約に基づく業務の処理上知り得た事を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解約されても同様とする。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（監督及び指示並びに報告）

第8条 乙は委託業務の実施に際し、甲の監督及び指示に従わなければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙に対し、業務の処理状況について報告を求めることができる。

(著作権等の取扱い)

第9条 成果品は、第10条第2項に示す完了検査合格をもって、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び所有権は、乙から甲へ譲渡するものとする。ただし、乙が従前から有する特許等については、乙に留保されるものとする。

2 本条の規定は、本契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約終了後もその効力を有する。

(完了検査等)

第10条 乙は、各公演毎に委託業務を完了したときは、甲に対し速やかに完了の報告をしなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは検査を行い、合格したときは、その旨を乙に通知するものとする。検査において、甲は、乙に立ち会い及び内容説明を求めることができる。

(委託料の請求及び支払い)

第11条 乙は、第10条の規定により検査に合格したときは、第5条の契約金額に必要となる製作大道具面積（坪）を乗じた金額の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を履行することができないと認められたときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第13条 前条の規定により契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

(大道具製作場貸付)

第14条 甲は、乙に対して別紙「大道具製作場貸付特記事項」のとおり、大道具製作場を貸し付けることとする。

(規定の定めのない事項)

第15条 この規定の定めのない事項又は本契約について疑義が生じた場合は、甲と乙の双方が信義誠実の原則に従って協議の上、これを解決し書面により確認するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 委託者 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

理 事 長 ○○○○

乙 受託者 □□□□

委 託 業 務 仕 様 書

- 1 委託業務名称 国立劇場おきなわ舞台大道具製作業務
- 2 業務内容 当該委託は、自主公演の上演に際し、必要となる大道具製作に関する下記業務を内容とする。
 - (1)企画制作係との業務調整
 - (2)舞台技術係との業務調整
 - (3)スタッフ会議への参加及び説明
 - (4)舞台美術デザイン担当との業務調整
 - (5)自主公演に係る大道具等の制作及び仕込み、転換
 - (6)自主公演に係る大道具等の搬入、搬出及び撤去
 - (7)稽古等における立ち会い及び製作物の修正
 - (8)公演本番立ち会い及び突発的事故等への対応
 - (9)大道具製作室の管理
- 3 業務場所 国立劇場おきなわ地下1階大道具製作室とし、受託者に対し無償貸し出す。また、製作等に係る光熱水費等は免除する。
- 4 単 価 各公演毎の大道具製作に際し、委託者及び受託者は協議のうえ、第5条に定める契約金額の採用単価（製作単価A及びB単価、人件費単価）を決定するものとする。

なお、A及びB単価の採用目安は、別紙のとおりとする。
- 5 納 品 等 受託者は、委託者の指定する期日に当該公演に係る大道具等を納品するものとする。なお、納品場所は、国立劇場おきなわ大劇場又は企画制作課とする。
- 6 契 約 期 間
の 満 了 等 契約期間の満了又は契約書第12条による契約の解除があった場合は、次によるものとする。
 - (1) 受託者は、国立劇場おきなわ施設（以下「劇場施設」という。）を速やかに現状回復して返還するものとする。
 - (2) 受託者は、劇場施設内に所有する物件を委託者が指定する期間内に搬出することとし、これに従わない場合は、委託者は任意に処分することができるものとする。
 - (3) 受託者は、委託者に対し、移転料等に関する一切の請求を行うことができない。
- 7 そ の 他
 - (1) 委託者は、受託者の承認を得ずに劇場施設の現状を変更してはならない。
 - (2) 受託者は、善良な管理者として劇場施設を使用し、劇場施設に関する災害防止、安全衛生及び設備の保全に積極的に協力するものとする。
 - (3) 受託者は、委託者所有となる大道具以外の大道具を劇場施設に保管してはならない。

大道具製作場貸付特記事項

国立劇場おきなわ舞台大道具製作業務委託契約書第 14 条に基づき、次のとおり定めるものとする。

(対象)

第 1 条 甲は、乙に次の各号の施設（以下「施設」という。）を貸付ける。

国立劇場おきなわ大道具製作室 面積 135 平米

附属備品（蛍光灯 30 灯、鋸軸傾斜盤 1 台、自動一面鉋盤 1 台）

(使用の目的)

第 2 条 乙は、前条の施設において、甲又は甲の劇場施設を使用する者に供する大道具の製作・修理、解体及び搬出入の業務を行うことを目的としてこれを使用する。

(経費の負担)

第 3 条 附属備品の交換は、甲の負担とし、その他、施設の修理及び整備については必要の都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 前号に定める附属備品のうち鋸軸傾斜盤及び自動一面鉋盤に使用する刃の目研ぎは、甲の負担で行うほかは別途、乙の負担で行い安全性の確保に努める。また、これに使用する刃の新規の交換は劣化によるものについてのみ、甲が負担する。

(設備の保全及び安全管理)

第 4 条 乙は、甲の承認を得ずに、施設の原状を変更してはならない。

2 乙は、善良な管理者として施設を使用し、甲の災害防止、安全衛生及び設備の保全に積極的に協力するものとする。

3 乙は、甲以外の劇場施設で使用する大道具を製作、解体又は、甲の施設に保管してはならない。

(譲渡・継承の禁止)

第 5 条 乙は、この契約により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(損害賠償)

第 6 条 甲又は乙の一方が、自己の責に帰すべき事由によって、相手方の施設、設備、大道具他の所有物又は業務に損害を与えた場合は、その損害の程度に応じて相当額の賠償の義務を負うものとする。

(契約の解除)

第 7 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を一方的に解除することができる。

(1) 乙が、この契約の条項に違反したとき。

(2) 乙が、甲の指示に従わないとき。

2 前項の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

(施設の返還)

第 8 条 契約期間の満了又は前条第 1 項による契約の解除があった場合は、次の各号による。

(1) 乙は、施設を速やかに原状に回復して返還するものとする。

(2) 乙は、施設内に存する乙所有の物件を、甲が指定する期間内に搬出することとし、甲は、これを任意に処分することができる。

(3) 乙は、甲に対し、移転料その他名目の如何を問わず、本状に関わる一切の請求を行うことはできない。